

平成23年6月30日

## 平成23年6月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に6月30日(木)、平成23年6月期の期末・勤勉手当が支給されます。

1. 一般職国家公務員(管理職を除く行政職職員)の平成23年6月期の期末・勤勉手当の平均支給額(成績標準者)は、約56万4,800円です。

平均年齢	35.6歳
平均給与月額 (俸給+扶養手当+地域手当等)	約30万2,000円
支給月数	1.87月 (期末1.225月、勤勉0.645月)
平均支給額	約56万4,800円

(注) 平均年齢、平均給与月額は、最新のデータ(平成22年国家公務員給与等実態調査(人事院))によるものです。

2. 本年6月期の平均支給額は、昨年同期の平均支給額(約57万7,500円)と比べると、約2.2%(約12,700円)の減少となっています。

これは、昨年的人事院勧告に基づく給与法の改正により、期末・勤勉手当の支給月数が0.05月分(期末手当で0.025月分、勤勉手当で0.025月分)引き下げられたことによるものです。

3. 平成23年度の期末・勤勉手当の年間支給月数(成績標準者)は、3.89月(6月期1.87月、12月期2.02月)となっています。

(注) 内閣は、本年6月3日、平成26年3月31日までの間、一般職国家公務員の期末・勤勉手当を一律10%減額支給することなどを内容とする「[国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案](#)」を国会に提出したところです。

(参考 1) 過去 10 年間の各期別支給月数 (一般職員)

年度	6 月 期		12 月 期		3 月 期		合 計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
14	1.45	0.6	1.85	0.55	0.2	—	3.5	1.15	4.65
15	1.55	0.7	1.45	0.7	—	—	3.0	1.4	4.4
16	1.4	0.7	1.6	0.7	—	—	3.0	1.4	4.4
17	1.4	0.7	1.6	0.75	—	—	3.0	1.45	4.45
18	1.4	0.71	1.6	0.71	—	—	3.0	1.42	4.42
19	1.4	0.71	1.6	0.745	—	—	3.0	1.455	4.455
20	1.4	0.72	1.6	0.72	—	—	3.0	1.44	4.44
21	1.25	0.67	1.5	0.67	—	—	2.75	1.34	4.09
22	1.25	0.67	1.35	0.62	—	—	2.6	1.29	3.89
23	1.225	0.645	1.375	0.645	—	—	2.6	1.29	3.89

(注) 勤勉手当の支給月数は、成績標準者に係るものです。

(参考 2) 主な特別職等の 6 月期の期末手当等の支給額の試算例

〔	内閣総理大臣	支 給 額
	国 務 大 臣	約 4 8 0 万円
	事 務 次 官	約 3 5 1 万円
	局 長 ク ラ ス	約 2 7 1 万円
	局 長 ク ラ ス	約 2 0 6 万円
	最 高 裁 長 官	約 4 8 0 万円
〔	衆・参両院議長	約 4 4 1 万円
	国 会 議 員	約 2 6 3 万円

(注 1) 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当のみ支給されます(一般職である事務次官、局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。上記の支給額は、期末手当と勤勉手当の合計額で、勤勉手当は成績標準者の支給月数を用いて試算しています。)

(注 2) 上記の支給額は、在職期間(12月2日～6月1日)率を100%として試算したものです(したがって、実際の支給額とは異なる場合があります。)

(注 3) 内閣は、本年6月3日、平成26年3月31日までの間、内閣総理大臣は30%、国務大臣は20%等、期末手当を減額して支給することなどを内容とする「[国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案](#)」等を国会に提出したところです。

(連絡先)

人事・恩給局(給与担当)

一般職担当：澤田、横森、大越、野村

特別職担当：平野、桑野、田中

電話：(代表) 03-5253-5111

(内線 5266)

(直通) 03-5253-5266

FAX： 03-5253-5229

## 地方公務員の期末・勤勉手当

(公営企業職員等を除く)

一般行政職職員（管理職職員層を除く。）の平成23年6月期の期末・勤勉手当の平均支給額（成績標準者）は、約52万700円です。

なお、昨年6月期の平均支給額（約53万7,500円）と比較すると、約3.1%（約16,800円）の減少となっています。

平均年齢	36.2歳
平均支給額	約52万700円

(注1) 上記平均支給額は、国家公務員と同様の支給月数（成績標準者1.87月）として試算したものですが、支給月数は、地方公共団体ごとに定められており、国と異なる支給月数の団体もあります。

(注2) 支給日は、地方公共団体ごとに定められており、国と同一（6月30日）とは限りません。

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：野村、甘利

電話：(代表) 03-5253-5111

(内線5549)

(直通) 03-5253-5549

FAX : 03-5253-5553